

介護老人保健施設

ニューライフ須恵

重要事項説明書

【訪問リハビリテーション】

当施設は 「介護老人保健施設」です。

以下の説明を十分にご理解いただいた上でご利用下さい。
利用者様が生き生きとした在宅生活を継続出来るよう
生活リハビリの観点から支援してまいります。

施 設 の 概 要

| | |
|--------|---|
| 開設主体： | 医療法人社団 正信会 介護老人保健施設 ニューライフ須恵 |
| 所在地： | 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483 |
| 電話： | 092-937-1055 |
| 施設長： | 増田 住博 |
| 施設概要： | 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 50名 入所 100床（短期入所を含む） |
| 事業者番号： | 4050480104 |
| 開設： | 平成6年12月1日 |
| 併設施設： | <ul style="list-style-type: none"> ・コンフォート須恵デイサービスセンター ・正信会水戸病院（地域包括ケア病棟、一般病棟） ・水戸病院介護医療院 ・住宅型有料老人ホーム コンフォート須恵 ・あすなろ訪問看護ステーション（訪問看護） ・あすなろヘルパーステーション（訪問介護） ・ケアワイド21（居宅介護支援事業所） |
| 付属施設： | <ul style="list-style-type: none"> ・託児所ひまわり園 |

訪問リハビリテーション職員体制：

| 職種 | 常 勤 | 非常勤 | 業 務 内 容 |
|--------|-----|-----|----------------|
| 医師 | 兼務2 | 兼務1 | 機能訓練に必要な診療と指示 |
| リハビリ職員 | 適当数 | | 機能訓練の計画、実施、評価等 |

ニューライフ須恵の理念

- ★利用者に喜ばれる施設づくりに努めます
- ★地域で安心して暮らせるよう
利用者の自立を支援します

ニューライフ須恵の運営方針

- ★ 個人の尊厳を尊重する
- ★ 自己研鑽に励む

利用対象者

●利用対象者の範囲

- *訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
 - ・要支援状態または要介護状態と認定された第一号被保険者（65歳以上）
 - ・特定疾病に起因した要支援状態または要介護状態と認定された第二号被保険者（40歳以上64歳まで）

営業日・営業時間

9：00～17：00

平日の月～土に営業しております。

日曜・祝日・1/1～1/3は休業させていただきます。

サービス内容

① 訪問リハビリテーションサービス計画の立案

居宅ケアマネージャーのケアプランのもとに訪問リハビリ計画を作成しご本人、ご家族様の同意をいただきます。

② リハビリテーション

在宅生活を維持していく為に、心身の状態、生活環境を踏まえて利用者様に応じた運動療法や作業療法、言語療法などの個別的なりハビリを医師の指導のもとに実施します。

ご利用にあたってのお願い

① お休みの連絡

- 体調不良時や家庭の事情等で利用をお休みされたい場合にはなるべく前日までにご連絡をいただけすると助かります。

当日にご連絡を頂いた場合、行き違いで担当者が出発している場合もありますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

ご連絡先：092-937-1055

② サービス提供地域について

通常のサービス提供地域は、

糟屋郡須恵町、志免町、宇美町、となっております。

③天候不良等による中止・変更

台風や積雪、地震などの天候不良や天災等により訪問スタッフが危険を伴う場合に、やむを得ずサービスを中止または変更させていただく場合があります。また、訪問スタッフの急病等によりやむを得ず変更をお願いする場合があります。その際には事前にご連絡し、その旨お伝えします。

ご利用にあたっての留意事項

①下記のハラスメントとなります

禁止行為となっておりますのでご注意ください

- 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

- 職員に対する精神的暴力

（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）等

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする等

- 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要なく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

②その他

- サービス提供側に対する金品等のお心遣いは一切ご無用です。

利用料 お支払い方法

- ①支払いは、原則口座からの引き落としとなっております。
- ②請求書は毎月15日までにお手元に届くよう施設より郵送します。但し、休日等の関係により多少遅れることがあります。ご了承下さい。また、お支払いは毎月20日にご指定の口座から引き落としとなります。
- 前日までのご準備をお願いします。領収書は翌月の請求書と合わせて送付させていただきます。
- ※ 口座から引き落としが出来なかった際には、ご連絡をさせていただきますので、月末までに窓口までお支払いいただきますよう、お願い致します。

TEL 092-937-1055

- ③施設におきましては、防犯上、利用料お支払いの時間を
【日曜及び元日を除く 8：30～17：00】
と致しております。

なお、領収書の再発行は致しかねますので大切に保管ください。
※万が一再発行をご希望される場合は支払い証明書(有料1枚¥500+税)の発行となります。

事故発生時の対応

事故発生時は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行う等の必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い再発の防止のための対策を講じます。

苦情・相談について

介護サービスの苦情・相談は下記の担当者までお気軽にお声かけ下さい。苦情相談窓口は1階事務室に設置しております。又、玄関横に意見箱を設置していますのでご利用下さい。

事務部長：西 健育 療養部長：田崎 廣美

支援相談員：橋 朋典 ・ 大浦 万季

永吉 みわえ ・ 武石 浩信 R6.6.1 現在

施設のサービスに対する要望・苦情については市町村、国民健康保険団体連合会に申し出ることも出来ます。当施設は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL：092-642-7859 【受付時間】8：30～17：00（土・日、祝日を除く）

FAX：092-642-7857

所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13番 47号

福岡県庁

TEL092-651-1111（代） FAX：092-643-3309

所在地：〒812-8577 福岡市博多区東公園 7番 7号

須恵町役場

TEL : 092-932-1151 FAX : 092-933-6579

所在地：須恵町大字須恵 771 番地

志免町役場

TEL : 092-935-1001 FAX : 092-935-2931

所在地：志免町志免中央 1-1-1

宇美町役場

TEL : 092-932-1111 FAX : 092-933-7512

所在地：宇美町宇美 5 丁目 1-1

個人情報について

当施設ではご利用者の個人情報の取扱いを以下の様に定めております。

- ① 個人情報を取得する場合、必ずご本人の同意を得ます
(情報提供承諾書)
- ② 取得した個人情報は必ず利用目的を通知致します
- ③ 取得した個人情報は利用目的以外に使用致しません
- ④ 取得した個人情報の安全管理に万全を期します
- ⑤ ご本人の求めが無い限り、個人情報を開示いたしません



非常災害時の対応について

別途定める「医療法人正信会消防計画」に則り、対応を行います。

抑制について

ニューライフ須恵では**抑制廃止**に取り組んでいます

施設で考える抑制とは・・・

- * 徘徊や転倒防止のため、車椅子やベッドに紐などで縛る
- * ベッドから降りないように4本柵（四方を囲う）をする
- * 点滴や栄養チューブを抜かないように身体を縛ったり、手指機能を制限する手袋をつける
- * 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型抑制帯や腰ベルトを付ける
- * 立ち上がりを妨げる目的でイスやテーブルを使う
- * 脱衣やオムツはずしを防ぐための介護服「つなぎ服」を着せる
- * 迷惑行為防止のためベッドなどに縛る
- * 行動を落ち着かせるため、向精神薬を服用させる
- * 自分で開けられない部屋に隔離する
- * 言葉による抑制「ダメ」「いけません」などの抑制言葉や命令口調

当施設では、上記のことを行わないよう努めています。
利用者・ご家族の皆様のご理解、ご協力を願いいたします。

介護老人保健施設のリハビリテーション

リハビリテーションは「人間らしく生きる権利の回復と生活の再建」という意味を持っています。

中でも高齢者の場合は、「寝たきりを無くし、豊かで生き生きとした老後生活を送れるように援助すること」が高齢者のリハビリテーションであるといえます。

介護老人保健施設は「家庭への橋渡しの場」であると共に、地域におけるリハビリテーション施設として「在宅高齢者に対する生活支援の場」であるともいえます。

| 病院でのリハビリは・・・ | 入所でのリハビリは・・・ | 通所・訪問でのリハビリは・・・ |
|--|--|--|
| まずは身体機能の回復を図ることが中心となっています。従って、回復の見込みのある間の短期間にほとんど毎日集中して訓練を実施します。 | 医療機関において回復した身体機能を低下させることなく、維持していく生活の場での自立や社会参加を目的としながら、加えて家庭へ帰るために具体的な援助をしていきます。 | 在宅生活を継続していく為に、心身の機能を低下させず、現在の能力や環境に合ったより快適な生活ができるよう援助していきます。 |

◇例えば・・・

- ・せっかく回復した体力を維持したい
→談話室でみんなと一緒に体操やレクリエーション、歌、ゲームを行い体力の維持に努めます。
- ・家に帰っても退屈
→お花、習字などのクラブ活動参加で趣味の拡大
- ・お風呂に入るのにとても手がかかる
→実際の入浴時に一緒に訓練して少しでも介助量が減るように、また、どうしたら少ない介助で入れるか検討します。
- ・とても介助が大変で家では面倒がみられない
→寝返りや起き上がり、自分でご飯を食べる練習も実際の場面で行ないます。
まずは、できる事とできない事をはっきりさせて、できる所は頑張って自分で行い、できない事は工夫を加えるなどして少しでもできるように検討します。

このように訓練は訓練室だけで行なうのではなく、実際の生活場面の中でどのように動くか、というところが大切です。介護老人保健施設は個人の生活に合わせたりハビリテーションを提供します。